

◆ 報告事項及び審議事項について

報告事項

< 1 > 前回審議会での調査事案の報告について

○ せきの未来・社会貢献プロジェクト（みらプロ）の事業終了について

【前回意見】みらプロは良い取組みなのに、なぜ終了したのか。

※ みらプロ…関市の社会的課題を事業者の社会貢献活動により解決する取組み。市が社会に貢献したい事業者と社会的課題を抱える団体等をつなぐ役割を担う。

⇒ みらプロは、社会貢献活動を必要とする人や団体をつなぐ仕組みを作ることを目的として市が平成29年度から実施していたが、関市ビジネスサポートセンターや関市市民活動センターが同様の役割を行うようになってきたことから、令和2年度をもって終了した。

○ 関市まちづくりアンケートの地域別の集計データについて

【前回意見】関市における「地域の格差」の状況を把握するため、関市まちづくりアンケートの地域別の集計データがあれば知りたい。

⇒ 地域別の集計データは別添のとおり。

審議事項

< 1 > 関市自治基本条例の周知について

○ 関市ホームページ内「自治基本条例」のページをリニューアル

⇒ リニューアルしたページは、別紙のとおり

○ 広報せきへの掲載やイベントでの啓発活動の実施

⇒ 令和6年12月25日に関市自治基本条例が施行された日から10年を迎える。同条例の施行10周年を機に、令和6年度は、広報せきへの特集記事の掲載や人が集まるイベントでの啓発活動など、広く市民に条例とその趣旨を

認知してもらえよう、今一度、周知を図る。

<2> 関市自治基本条例の検証及び見直しについて

○ 市として関市自治基本条例の見直しを行いたいと考えている点

関市自治基本条例が、社会情勢の変化や時代に対応した自治・まちづくりの在り方に対応できるよう、また、条例の実効性が確保できるよう、市が定期的に条例の実施状況の検証を行う旨の規定を設けたい。

併せて、検証の結果に基づいて必要な措置を行う旨の規定を設けたい。

<<例>>

(条例の検証)

第〇条 市長は、この条例の施行の日からおおむね10年を経過するごとに、この条例の施行の状況について審議会と共に検証し、その結果に基づいて必要な措置を行います。

※ 条例の見直し及び検証に係る近隣他市の規定の例

岐阜県内及び愛知県内の市のうち、「自治基本条例」の名称を含む例規を調査

○ 岐阜市住民自治基本条例

(住民自治推進審議会)

第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【※第三者機関の設置…○ 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ 郡上市住民自治基本条例

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の見直しを含めた検証を行う機関を、別に定めるところにより設置します。

※「別に定めるところ」…郡上市住民自治基本条例検証委員会設置要綱

【※第三者機関の設置…○ 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ 一宮市自治基本条例

(この条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ 刈谷市自治基本条例

(条例の検証)

第23条 市長は、必要に応じてこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ みよし市自治基本条例

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行います。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…○】

○ 小牧市自治基本条例

第6章 検証

第25条 市長は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢とこの条例の適合性等の検証を行い、その結果により必要な措置をとらなければなりません。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ 新城市自治基本条例

(条例の見直し)

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…○】

○ 高浜市自治基本条例

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して10年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…○】

○ 安城市自治基本条例

第8章 条例の見直し

第26条 市長は、社会状況の変化に照らし、又は5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の推進状況について規則で定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。

2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

○ 安城市自治基本条例第26条第1項の規則で定める附属機関を定める規則

安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）第26条第1項の規則で定める附属機関は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める附属機関とする。

- (1) 市民参加の推進状況について意見を聴く附属機関 安城市市民参加条例（平成23年安城市条例第14号）第13条に規定する安城市市民参加推進評価会議
- (2) 協働の推進状況について意見を聴く附属機関 安城市市民協働推進条例（平成24年安城市条例第31号）第10条に規定する安城市市民協働推進会議

【※第三者機関の設置…○ 検証・見直しの定期的な実施…○】

○ 岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【※第三者機関の設置…○ 検証・見直しの定期的な実施…○】

○ 愛西市自治基本条例

（検証）

第40条 市長等は、この条例の内容を社会や経済情勢の変化に照らして、検証を行います。

2 市長等は、前項の検証に当たっては、最も効果的な方法により市民の意見を聴かなくてはなりません。

3 市長等は、第1項の検証を行ったときは、その結果を公表しなければなりません。

【※第三者機関の設置…× 検証・見直しの定期的な実施…×】

○ 日進市自治基本条例

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとし、

※「別に条例で定めるもの」…日進市自治推進委員会条例

【※第三者機関の設置…○ 検証・見直しの定期的な実施…○】

※ 自治基本条例に条例の見直し及び検証に係る規定がない市
…海津市（海津市自治基本条例（理念条例））

○ 関市自治基本条例の検証

関市自治基本条例の逐条解説（解釈）及び進捗状況（施策・事業、評価）を基に、実効性や社会情勢に適しているかなどの観点から検証を行う。

- (1) 自治基本条例の逐条解説（解釈）が適切かどうかの検証
- (2) 条例の進捗に関する施策・事業が適切かどうかの検証
- (3) 条例の進捗を評価する指標が適切かどうかの検証